

国民健康保険税の税率のお知らせ

平成30年度の国民健康保険税の税率は前年度と同じです。
ただし、最高限度額は表のとおり引き上げます。

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	7.9%	1.9%	2.3%
均等割額	27,500円	7,000円	9,000円
平等割額	22,000円	4,100円	4,000円
最高限度額	580,000円 ※(540,000円)	190,000円	160,000円

※()内は前年度の最高限度額です。

なお、国民健康保険税の普通徴収（納付書・口座振替による納付）の納付回数は7月から翌3月までの9回に変わります。

ただし、特別徴収（年金からの引き落としによる納付）の納付回数は変わりません。

後期高齢者医療保険料の料率のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額と所得割率）は兵庫県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直しを行います。

平成30・31年度の後期高齢者医療保険料率（均等割額と所得割率）と保険料額の上限は、表のとおりとなります。

区分	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割額	48,297円	48,855円
所得割率	10.17%	10.17%
保険料額の上限	570,000円	620,000円



特例措置が見直されます

◎被用者保険の被扶養者だった人の軽減の見直し

被用者保険の被扶養者だった人の均等割額については、制度の見直しにより、平成30年度は5割軽減となります。

◎低所得者軽減（所得割額軽減）の廃止

所得割額を負担する人のうち、所得割額算定にかかる所得（総所得金額等－基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみの場合、収入額が211万円）以下の人の所得割額の軽減については、制度の見直しにより、平成30年度以降は廃止となります。

【問合せ先】 税務課 住民税係 ☎492-9132

8月からの新しい「後期高齢者医療被保険者証」は7月下旬にお送りします

後期高齢者医療制度では、毎年8月に前年中の所得により、医療機関等窓口での医療費の負担割合の見直しがあります。

負担割合は、現役並み所得者（同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる場合）は3割、それ以外の人は1割です。

ただし、次の条件に該当する場合は、**申請により負担割合が1割になります。**

- ア. 同一世帯に被保険者が1人の場合で前年の収入額が383万円未満
- イ. 同一世帯に被保険者が1人の場合で前年の収入額が383万円以上かつ、70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人との前年の収入合計額が520万円未満
- ウ. 同一世帯に被保険者が2人以上の場合でその人との前年の収入合計額が520万円未満

なお、保険料の滞納がある人には、有効期限が短い「短期被保険者証」が届く場合があります。その場合の保険料の納付については、税務課課税係（☎492-9165）へご相談ください。



○世帯員全員が町県民税（住民税）非課税の人

申請により、『限度額適用・標準負担額減額認定証』（以下『認定証』）が発行されます。

『認定証』を医療機関などに提示することにより、1カ月（同じ月内）の医療費の窓口負担額と入院時の食事が減額されます。

※現在、『認定証』をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる人には、被保険者証と一緒に新しい『認定証』をお送りします。

問合せ先 住民課 保険年金係 ☎492-9135
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター） ☎078-326-2021

75歳以上でバス・タクシー券をご利用の人へ

現在75歳以上の人にお渡ししている、バス・タクシー券の有効期限は平成30年7月31日になっています。

下記の条件にあてはまる人は、8月1日から新しいバス・タクシー券をお渡ししますので、8月1日以降に役場健康福祉課で手続きをお願いします。

対象者（すべてに該当する人）

- 75歳以上の人
 - 居宅において昼間独居等により、自動車等の外出手段が無い人
- ※後期高齢者医療保険における現役並み所得者（自己負担割合が3割の人）は除きます。



申請の手続きなど、詳しくは**広報いなみ8月号**でお知らせしますので、ご確認ください。

【注】 従来の制度によるバス・タクシー券【有効期限平成31年3月31日】をお持ちの65歳以上75歳未満の人は、重複して交付できませんのでご注意ください。

【問合せ先】 健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

認知症高齢者等SOSネットワーク事業をご存知ですか

認知症を患ってしまったら・・・大切な家族が行方不明になってしまったら・・・そんな不安や悩みを抱えていませんか？

「認知症高齢者 SOS ネットワーク事業」は、認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう、日常的な見守り体制を整備し、迅速な身元判明に役立てるなど、もしもの時の早期発見の仕組みです。

- 対象** 町内に住む高齢者で、認知症等のため行方不明になるおそれのある人
- 内容**
- ① 家族等は、行方不明になるおそれのある高齢者等について、地域包括支援センターに事前登録（住所、氏名、生年月日、身体的特徴など）を行い、日常的な見守り体制について相談します。
 - ② 地域包括支援センターは、登録した高齢者の家族等に登録番号のついたQRコードシールを30枚配付します。登録者の家族は、配付されたQRコードシールを登録者の洋服などに貼り付けます。
 - ③ 登録者の情報を地域包括支援センター、加古川警察署、稲美町社会福祉協議会で共有します。
 - ④ 登録者が行方不明になった場合は、登録者の家族は地域包括支援センターや加古川警察署へすぐに連絡し、支援を依頼します。
 - ⑤ 行方不明の登録者を発見した人は、携帯電話でQRコードシールを読み取り、地域包括支援センターまたは加古川警察署に連絡します。

登録方法 健康福祉課の窓口で配付します事前登録票、またはホームページに掲載している事前登録票に必要事項を記入し、地域包括支援センターに提出してください。

問合せ先 健康福祉課 地域包括係（地域包括支援センター） ☎492-9150

【QRコードシール】

稲美町認知症高齢者等SOSネットワーク



左のQRコードを携帯電話で読み取ると、右図が表示されます。

身元がわからないときは下記に連絡をお願いします。
稲美町地域包括支援センター ☎079-492-9150
（夜間・土日祝は稲美町役場 ☎079-492-1212）
加古川警察署 ☎079-427-0110

